



2023年3月23日

各位

会社名 株式会社レオパレス21
代表者名 代表取締役社長 宮尾 文也
(コード番号 8848 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 経営管理本部長 竹倉 慎二
(TEL 050-2016-2907)

環境省及び経済産業省による勧告に関するお知らせ

当社は、2022年7月4日付「[6月30日付の一部報道について](#)」及び2023年1月24日付「[1月23日付の一部報道について](#)」にてお知らせいたしました通り、当社の賃貸事業における廃棄家電の処理手続き（以下、「本件処理手続き」といいます。）に関して、環境省及び経済産業省よりご指導を頂きながら調査および対応の検討を継続してまいりました。今般、本件処理手続きについて、2023年3月23日付で、環境省及び経済産業省から家電リサイクル法に基づく勧告を受けましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

本件に関し、株主、お取引先をはじめとする全てのステークホルダーの皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後、新たな廃棄家電の処理方法の運用を開始し、運用を適正化するとともに、再発防止とコンプライアンス体制の強化・充実を図ってまいります。

記

1. 指導の内容

[家電リサイクル法第16条第1項に基づく]勧告

2. 指導を受けるに至った理由

当社は、家電リサイクル法上の対象家電（エアコン、冷蔵庫、洗濯機、テレビ）を家電商社から購入後、管理アパートに設置をし、代金をアパートオーナーより受領していることから、家電リサイクル法上の「小売業者」に該当します。家電リサイクル法上の「小売業者」には、廃棄家電の引取り、家電廃棄時の家電リサイクル券の交付・管理・保管等の義務があります。しかし、当社は「小売業者」である認識を持っていなかったことから、当社が家電リサイクル券を発行せずに外部事業者へ廃棄家電の処理を委託、当社は費用を外部事業者へ支払い、外部事業者においてリサイクル費用を支払っておりました。この点が、家電リサイクル法第9条の引取義務に違反するものであります。

尚、当社ではなく外部事業者が家電リサイクル券を発行した廃棄や当社から家電リサイクル券での処理を依頼したものは、2020年4月から2022年8月にかけて、99,440件確認されました。

3. 指導を受けるまでの経緯

2022年4月、廃棄家電の処理手続きに関して調査及び対応の検討を始め、6月に環境省及び経済産業省へ詳細な確認を行ったところ、本件処理手続きが家電リサイクル法違反であったことが判明しました。

それ以降、当社は環境省及び経済産業省のご指導を頂きながら是正に取り組んでまいりましたが、この度、勧告を受けました。

4. 今後の対応

廃棄家電のうち、エアコンにつきましては、2022年11月1日より、環境省及び経済産業省にご指導頂きながら策定した新たな処理手続きの運用を開始いたしました。また、冷蔵庫・洗濯機・テレビにつきましては、2023年4月21日より、新たな処理手続きの運用開始を予定しております。改善後の処理手続きにつきましては、別紙をご参照ください。

本件は、当社の法令知識の欠如から、最も重要である「誰が”小売業者”に当たるのか」という観点から運用の設計を行わなかった為、誤った処理手続きをとっておりました。今後は運用方法を検討する際にあらゆる角度から法適合性の検証を徹底し再発防止に努めるとともに、継続的な法令研修の実施等、さらなるコンプライアンス体制の強化・充実を図ってまいります。

尚、本件は、当社が外部事業者に費用を支払うという処理手続きを、当社が直接家電リサイクル券を発行するという処理手続きに切り替えるものであり、業績への影響はございません。また、家電の設置や修理・交換等の手続きはこれまでと同様であるため、アパートオーナー様や入居者様への影響もございません。

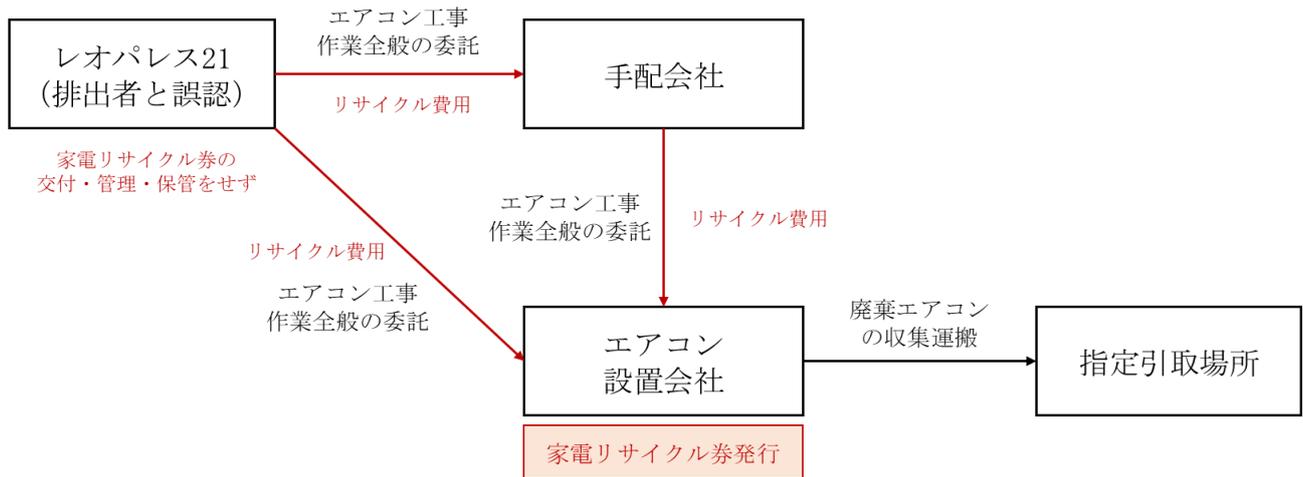
以上

(別紙)

【エアコンの処理方法】

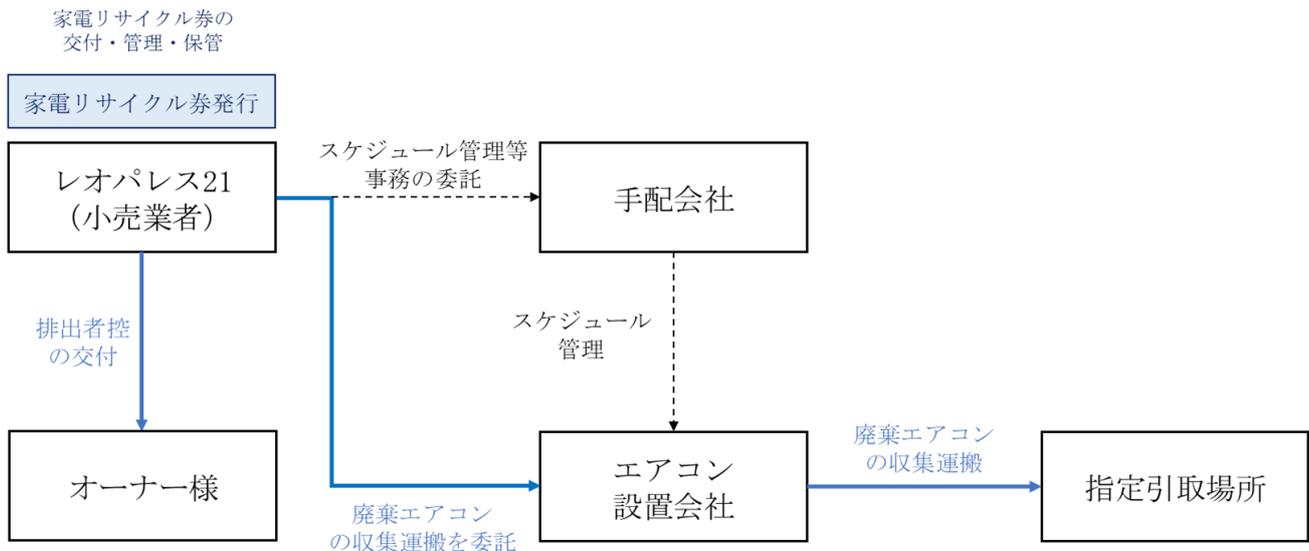
■改善前

- ・家電リサイクル法の小売業者として、当社が廃棄家電の引取り、家電リサイクル券の交付・管理・保管をせず。
- ・エアコン工事作業全般を手配会社やエアコン設置会社に委託。家電リサイクル券はエアコン設置会社で対応。



■改善後

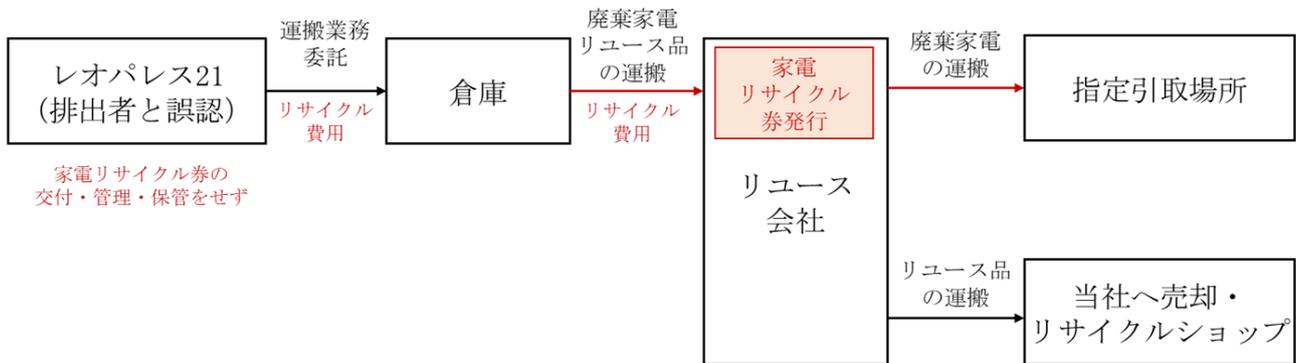
- ・家電リサイクル法の小売業者として、当社が廃棄家電を引取り、家電リサイクル券の交付・管理・保管を行う。
- ・廃棄物処理法の収集運搬の許可をもつエアコン設置会社へ収集運搬業を委託する関係に見直す。



【冷蔵庫・洗濯機・テレビの処理方法】

■改善前

- ・家電リサイクル法の小売業者として、当社が廃棄家電の引取り、家電リサイクル券を交付・管理・保管せず。
- ・廃棄家電の運搬を運搬業者に委託。家電リサイクル券は運搬先のリユース会社で対応。



■改善後

- ・家電リサイクル法の小売業者として、当社が廃棄家電を引取り、家電リサイクル券を交付・管理・保管を行う。
- ・廃棄家電の運搬を廃棄物収集の運搬許可を有する運搬業者に委託。廃棄家電はリユース会社を通さず指定取引所に運搬。
- ・リユース or リサイクル(廃棄)をレオパレス 21 で一次確認、倉庫で二次確認。

